

[kinveni シリーズ ガントチャート サービス約款]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1] サービス提供者

本サービスは、株式会社シーアイエスをサービス提供者として提供されます。

[2] サービスの内容

1. お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
2. クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、別段の定めある場合を除き、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できる場合があるものとします。
3. サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。

[3] 対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

[4] ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

[5] ライセンス

別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、kintoneドメイン1つに対して1ライセンスの契約が必要となり、複数のドメインでは利用出来ないものとします。利用ユーザ数は、本サービスを利用するkintoneドメインに所属するユーザ数を指すものとし、本サービスのライセンスは、サービス明細に記載されたサービス名称(契約ライセンス名称)にかかる最大利用ユーザ数までの利用が可能です。

[6] サポートサービス

1. JBCCまたはサービス提供者はサポートサービスとして利用方法等に対する問合せ対応を実施します。サポートサービスの問合せ先および提供時間帯は、サービス規程の定めにかかわらず、次のURL (<https://cis-cloud.cisjp.com/helpline/login>) に記載のとおりとします。
なお、回答への対応は、翌営業日以降になることがあるものとします。
変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされないことがあります。
2. サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等は JBCC またはサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

[7] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加/向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

[8] サービス料金

1. 利用料

- (1) 本サービスの利用料は「月額固定制」とし、日割り計算はされないものとします。「従量制」の利用料があるとき、その計算方法等は、特則条項に記載のとおりとします。
- (2) サービス明細にてオプションを選択した場合、別途料金が発生します。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。

2. その他料金

前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

[9] サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程は、次のとおりとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。なお、「総合システムサービスご提供条件」にかかる「別表」は、「サービス明細」もしくは「特則条項」と読み替えて適用されるものとします。

- ・[別紙]総合システムサービスご提供条件(共通契約条項、約款を含む)
- ・kinveniシリーズ 利用権提供サービス約款(別紙)
- ・CISソフトウェア使用許諾条件(<https://www.cisjp.com/swkiyaku/>)

[10] 契約期間

1. 本サービスの契約期間は、サービス開始日の属する月の翌月1日から1ヶ月間とします。お客様は、サービス開始日から契約開始日までについても、本契約(サービス料金についての条項は除く)の定めに従い本サービスを利用することができるものとします。契約期間満了2ヶ月前迄にお客様より、または契約期間満了1ヶ月前迄にJBCCより書面による契約終了の申し入れがない限り、本契約は1ヶ月間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 本契約の最低利用期間は1年間とします。また、お客様は、サービス料金支払済み期間中は本契約を解約することができないものとし、当該支払済み期間中に解約した場合でも支払済み料金の返還はされないものとします。

特別条項

[kinveni シリーズ ガントチャート サービス約款特則]

[11] サービス開始日の通知について

サービス開始日は以下の要領に従い通知されるものとします。

- 1.案内通知の名称:[CIS] kinveniシリーズ ガントチャート』納品のお知らせ
- 2.通知者:株式会社シーアイエス
- 3.サービス開始日:「ご契約開始日」欄記載のとおり
- 4.契約期間等:「ご契約期間」欄記載のとおり
- 5.注文番号:サービス開始日の通知に記載の番号はJBCC及びサービス提供者間における管理番号であり、本契約にかかる注文番号ではありません。
- 6.その他:なし

[12] 本サービスには以下の特則が適用されるものとします。

- 1.本サービスはサイボウズ株式会社(以下、「サイボウズ」という)のソフトウェア「kintone」のプラグインとして提供されます。
- 2.上記ソフトウェアの利用にあたってはサイボウズまたは著作権者との間で、サイボウズまたは著作権者が規定するソフトウェア使用許諾契約、サービス利用規約等(以下、「ライセンス契約」という)の締結が必要となり、ライセンス契約に定める範囲を超える対応については、本契約の記載にかかわらず、サイボウズ及び乙は一切対応義務を負わないものとします。
- 3.[5]ライセンスに関し、kinveniシリーズガントチャートサービスにかかるkintoneライセンス利用ユーザー数、および「kinveniシリーズガントチャートサービスにかかるkintoneドメイン数とは、最大利用可能なユーザー数およびドメイン数ではなく、kintoneを利用しているユーザー数をいいます。
- 4.[5]ライセンスに関し、利用ユーザー数が契約ライセンス種別毎の最大利用ユーザー数を超える場合は、次回契約更新時に上位ライセンスへの契約変更を要するものとします。なお、利用月に最大利用ユーザー数を超える利用があったにもかかわらず、翌月上位ライセンスへの契約変更に応じない場合は、甲は乙の請求に従い、超過利用料金を支払うものとします。
- 5.対象ソフトウェアには、JBCC及びサービス提供者が著作権または使用許諾権を有していない以下のプログラムが含まれています。これらのプログラムの著作権等の取扱いは、当該プログラム所定の利用に関する規約または使用条件等によるものとします。また、当該プログラムに起因する不具合または権利侵害に関する保証、契約不適合責任ないし紛争対応等についても、同契約または使用条件の範囲内に限られるものとします。
 - MITライセンス(<https://github.com/babel/babel/blob/main/LICENSE>)
 - BSD(Clause-3) ライセンス(<https://github.com/mridgway/hoist-non-react-statics/blob/master/LICENSE.md>)

〔別紙〕

総合システムサービスご提供条件

株式会社シーアイエス(以下、「乙」という)がお客様(以下、「甲」という)より委託された「総合システムサービス」(以下、「サービス」という)には、以下の「共通契約条項」が、付属の各種サービスの「約款」およびこれに対する「別表」と共に「総合システムサービスご提供条件」(以下、「ご提供条件」という)として適用されます。乙は、本ご提供条件の下、個別の総合システムサービス契約(以下、「本契約」という)をお引き受けするものとします。本ご提供条件は、サービスのご提供に関する甲乙間の他の契約の定めと優先するものとします。なお、「約款(第三者サービス用)」については、「総合システムサービス(第三者サービス)ご提供条件」が、本ご提供条件に優先して適用されるものとします。

〔 共通契約条項 〕

本共通契約条項は、各種サービスの約款に対し一般条項として共通して適用されます。ただし、約款の定めが本共通契約条項の定めと異なるときは、約款の定めに従うものとします。

第1条 (サービスの内容)

1. 個別のサービスの内容、適用範囲等は、添付の各約款および別表に定めるとおりとします。
2. 別段の定めある場合を除き、サービスは乙の営業日、営業時間内に日本国内の乙所定のサービス地域内において提供されるものとします。

第2条 (サービスの対象)

サービスが特定された機器またはソフトウェア等(以下、「サービス対象」という)を対象とするものである場合は、別表に個々のサービス対象を明記するものとします。なお、サービス対象の追加または仕様変更等があったときは、当該追加または変更等にも本契約条項が適用されるものとします。

第3条 (サービスの性質)

1. サービスは、納入物の有無にかかわらず、善良な管理者の注意をもって、そのサービスの内容を実現するための合理的な努力を行うことを本旨とする準委任契約であり、仕事の完成や完全な結果の実現を約束する請負契約ではないものとします。
2. 別段の定めある場合を除き、サービスに関する保証は、契約期間中においてサービスを提供すること(性質上実施回数に制限のないサービスの場合は繰り返し提供すること)に限られ、契約不適合責任はないものとします。サービスは、約款および別表に記載の契約仕様との明らかな相違や不備が認められない限り、その完了をもって適正に実施されたものとみなされるものとします。

第4条 (サービスの推進)

1. 乙は、サービス乙の事業所外で実施するときは、当該事業場の規則を遵守し、権限のある者の指示に従うものとします。
2. 甲は、サービス実施のために必要となるときは、乙の求めに応じ資料、情報、機械、什器備品、電気ないしサービス実施場所等を無償で提供するものとします。乙は、それらを善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつサービスの目的のためにのみ使用(資料、情報に関する必要最小限の複製ないし改変等を含む)することができるものとします。
3. 乙は、サービスが終了したときまたは甲の合理的な指示があったときは、前項において管理、保管する資料等を速やかに甲に返還するものとします。
4. サービスの実施において第三者のソフトウェアプログラムの使用が必要となる場合、甲は、乙に対し当該ソフトウェアプログラムの使用条件や導入条件を乙が甲のために甲に代わって承諾(同意ボタンをクリック等を含む)する権限を付与するものとします。

第5条 (サービス提供の条件)

1. 甲は、サービスを受けるにあたり、別段の定めにより乙による対応が契約内容に含まれる場合を除き、以下の各号の対策を実施するものとします。
 - (1)乙が適時、適切かつ安全にサービスを提供できるようサービス所定の稼動環境を保持すること、(2)サービスにかかるデータについて、適切な防漏措置あるいは必要に応じデータ再生が可能となるような対策を実施すること、(3)サービス提供時において障害となる可能性のある、サービス対象でないプログラム、データおよび取り外し可能なそれらの記録媒体ならびに非純正品品、機構、付加物または乙以外の者による改造等を取り外すこと。
2. 甲は、サービス対象の所在、仕様等の変更の他、乙がサービスを提供するために必要となる条件ないし情報に変更が生じたときは、速やかに乙に対し明示的な方法により変更内容を通知するものとします。
3. 別段の定めある場合を除き、甲は、サービスを日本国外から利用し、またはこれを日本国外へ提供することはできないものとします。
4. 約款または別表に定めるものを含め、甲が本契約に定める各サービス提供の条件を遵守しなかった場合、サービスの全部または一部について提供を受ける権利を失うことがあるものとします。また、サービス提供の条件に基づく甲の措置ないし対策の未実施に起因して生じた損害ないし費用等については、乙は一切責任を負わないものとします。

第6条 (サービス実施結果の確認)

甲は、サービスが実施されたときは実施結果を確認し、乙からの求めがあったときはこれに応じ、乙所定の報告書に確認の押印または署名を行うかあるいは別途確認書面を交付するものとします。

第7条 (知的財産権)

別段の定めある場合を除き、サービスの提供により乙から甲に対し著作権その他の知的財産権が移転することはないものとします。なお、サービスの実施にあたって乙または第三者の知的財産権を含む納入物が納入されている場合、甲は、サービス利用の目的の範囲内で、法令に従い自己のためにのみ使用することができるのと、本契約が終了したときは、乙に返還するかその処理について乙の指示に従うものとします。

第8条 (請求および支払)

1. 甲は、サービスの料金およびこれに対する租税公課を、別表に記載または乙からの請求に従い、自らの費用負担で、原則として乙の指定する銀行口座に現金を振り込む方法により支払うものとします。支払時期は、甲乙間の別途の合意または請求書に格別の記載がない限り、サービス開始翌月末払いとします。
2. 料金債務は、別段の定めある場合を除き、契約期間を単位として発生するものとし、支払単位の変更により、債務の範囲が変更となることはないものとします。
3. 本契約が乙の責に帰すべき事由を理由として甲により解除された場合、または不可抗力により甲がサービスの提供を受けることが不可能となった場合を除き、支払済の料金は返還されず料金債務が消滅することはないものとします。

第9条 (機密保持)

1. 甲および乙は、本契約に関し知り得た相手方またはその顧客の機密情報(明示的方法により機密と指定された情報および四圍の状況により客観的、合理的に機密として取扱われるべきことが明らかな情報をいう)を機密として保持し、本契約に関する正当な業務再委託先(以下、「再委託先」という)を除いては、相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約の契約期間中およびその終了後も、第三者(乙の再委託先を除く)に開示、漏洩してはならず、また本契約の目的外に使用してはならないものとします。ただし、次の情報については別とします。
 - (1)知り得た時点で、守秘義務を負うことなく既に保有している情報、(2)本契約に違反することなく、受領の前後を問わず公知となった情報、(3)守秘義務を負うことなく、正当な権限を有する第三者から取得した情報、(4)本契約とは無関係に、独自に開発した情報、(5)開示者が守秘義務を負わせることなく第三者に開示した情報。
2. 監督官庁からの正当な要求もしくは法令に基づき、開示義務を負う情報については、保有者は、必要最小限の範囲内で、相手方に通知することなくこれを開示することができるものとします。

第10条 (個人情報の取扱い)

甲は、本契約に関し乙に個人情報を開示、預託等することはできないものとします。ただし、予め個人情報である旨を特定、明示した上で甲乙間で格別の取扱方法を合意したとき限り、乙は、当該個人情報を「個人情報の保護に関する法律」の定めどりに取り扱い、必要な安全管理措置を講ずるものとします。

第11条 (責任の制限)

1. 本契約の履行に関し乙が負う損害賠償責任は、強行法規による場合を除き、債務不履行、不法行為その他請求原因のいかんにかかわらず、乙の責に帰すべき事由の直接の結果として現実に発生した通常の損害の範囲内に限られるものとします。また、次の損害については、損害発生の可能性につき予見し得たか否かにかかわらず、いかなる場合にも責任を負わないものとします。
 - (1)逸失利益または間接的損害、特別損害、付随的損害、懲罰的損害、派生的損害もしくは偶発的事項による一切の経済的損失(業務の停止等を含む)、(2)損害賠償請求の原因が、乙の責に帰すべき事由に直接的に起因する場合を

除く、第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害、(3)データおよびプログラム等の無体物に対する損害、(4)天災その他の不可抗力により生じた損害。

2. 前項に基づき乙が損害賠償責任を負う場合において、その総額は、損害発生の原因となった個別のサービスの料金(額期間をもって料金が定められるものについては契約期間分の料金相当額内で1年分を上限とする)を限度とするものとします。

3. 前2項は、損害の発生が乙の故意または重大な過失(ほとんど故意と同視すべき著しい注意欠如状態をいう)に起因する場合には、法令の定めと異なる部分について効力を失うものとします。

第12条 (解除および期限の利益の喪失)

1. 甲または乙が以下の各号の事由のいずれかに該当したとき、相手方は何らの催告をすることなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。その際、併せて損害賠償の請求をすることもできるものとします。

- (1)本契約上の各義務に違反し(軽微なものを除く)、相手方から相当の期間を定めてその是正を求められぬおなじおなじないとき、(2)仮差押、差押もしくは競売の申請、破産、民事再生もしくは会社更生の申立を受けあるいは自ら申し立てたときまたは清算に入ったとき、(3)事業の全部または重要な一部の譲渡、事業の廃止、あるいは変更または合併によらぬ解散を申しもしくはその決議をしたとき、(4)租税公課を滞納して保全差押を受けたとき、(5)支払いを停止したときは支払い不能に陥ったとき、(6)手形を不渡りしたとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき、(7)監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき、(8)反社会的勢力が、役員または経営に実質的に関与する従業員となったとき、主要な株主または資金の提供者となったとき、あるいは取引上その他何らかの関係を有することとなったとき、(9)その他前各号に準するよう、本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。

2. 甲または乙に前項各号の事由のいずれかが生じたときは、相手方に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに残債務全てを弁済することを要するものとします。

3. 甲が第1項各号の事由の一つに該当したとき、または、甲が別表に定める支払期日迄に料金およびこれに対する租税公課等を支払わぬと認められる合理的な理由があるときは、法令により禁止される場合を除き、乙は他の救済手段に加え、全てのサービスの提供を直ちに停止することができるものとします。

第13条 (契約期間)

本契約の有効期間ないし各サービスの提供期間は、別表に記載のとおりとします。なお原則として両期間共、サービスの開始日のみが記載されているときは開始日より1年間、開始日・終了日共に記載のない場合は契約成立日より1年間とします。ただし、契約を更新しない旨の明記がされているもの以外は、有効期間満了の1ヶ月前迄に、甲または乙のいずれかより書面による契約終了の申し入れがない限り本契約は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

第14条 (中途解約)

1. 別段の定めある場合を除き、甲は、本契約を中途解約することはできないものとします。やむを得ない事由によりこれを解約しようとするときは、第8条(請求および支払)第3項に従い、契約期間中の残る料金債務を、乙からの請求に従い一括で支払うものとします。

2. 第8条(請求および支払)第2項および前条(契約期間)の定めにかかわらず、乙は、甲に対する3ヶ月前迄の書面による通知により、料金支払済の期間の終了をもって、料金その他の契約条件を改定することができるものとします。甲がこれに同意しないときは、甲は、新たな契約条件が適用される1ヶ月前迄に乙に対し書面により通知することにより、料金支払済の期間の終了をもって本契約を解約することができるものとします。

3. 前項の他、乙は、乙が甲に対しサービスを提供するために欠くことのできない第三者のサービスが変更ないし廃止等されまたはその他乙の責に帰すべきことできない事由により、サービスの提供が困難となりあるいは合理的な頻度を著しく超えてサービスの実施が繰り返す必要になったときは、いつでも甲に対し契約条件や料金等の中途変更を求め、あるいは本契約の全部または一部を解約し、残期間相当分の料金を甲に払い戻すことができるものとします。この場合乙は、当該事由が明らかとなった時点で速やかに甲に通知し、爾後の対応を甲と協議するものとします。なお、乙に故意または重大な過失がある場合を除き、前項および本項に基づく解約により、乙が損害賠償責任を負うことはないものとします。

第15条 (規定の存続)

契約期間満了、解除、解約その他の事由により本契約が終了した場合といえども、第3条(サービスの性質)、第9条(機密保持)、第10条(個人情報の取扱い)、第11条(責任の制限)、第17条(その他)第3項、第18条(合意管轄)、第19条(協議)その他存続することが合理的と考えられる条項は存続し、甲および乙を拘束するものとします。

第16条 (サービスの再提供契約)

1. 本契約に基づくサービスが、甲が第三者との契約に基づき履行義務を負うサービスの乙への再委託である場合は、当該第三者(甲の契約相手先)を別表に記載するものとします。この場合甲は、当該再契約先との間の「サービス契約」(以下、「転契約」という)を自らの責任において締結するものとします。

2. 前項の場合乙は、再契約先に対し、直接の権利または義務を負うことはないものとします。また甲は、転契約の締結によって、本契約上の義務を免れるものではないものとします。

3. 転契約において、甲は、本契約上の甲の義務のうち、その性質上再契約先が乙に対し負うべき義務ないし負担等について、明示することとするものとします。また甲は、乙が甲に対し負うとされる義務を増加し、または負わないとされる負担および有るとされる権利を縮小して転契約を締結することはできないものとします。万一甲がこれに反したときにより、乙が再契約先から何らかの請求を受けまたは義務ないし負担等を負うに至ったときは、当該請求または義務ないし負担等をすべて賠償するものとします。

4. 前3項の場合を除き、甲は、実施されたサービス、サービスに関連して提供された物品、貸与された資料または本契約に基づき取得する権利あるいは義務を、乙の書面による承諾なくして第三者に譲渡、移転、賃貸、販売等してはならないものとします。

第17条 (その他)

1. 提供されたサービスの選択、使用およびその使用結果については、甲自らの判断と責任によるものとします。
2. 乙は、サービスを乙の親会社であるBCCホールディングス株式会社あるいはその子会社または関係会社ならびにその他の第三者に再委託することができるものとします。この場合、再委託先による債務不履行については、甲による再委託先の指定または指名等の特段の事情がある場合あるいは再委託先の責に帰すことのできない事由による場合を除き、乙の責任とします。
3. 強行法規によるものおよび本契約に別段の定めある場合を除き、客観的に権利を行使することができる時から2年を経過したときは、本契約から生ずる相手方に対する請求権(解除権を含む)は、請求原因のいかんにかかわらず消滅するものとします。
4. 本契約の各条項および別表に記載に関し補足説明や特別な定めがあるときは、別表の備考欄に記載するものとします。備考欄の記載は、約款の記載を含め、本契約の他の定めと優先するものとします。

第18条 (合意管轄)

本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第19条 (協議)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い甲乙協議の上、円満に解決を図るものとします。

[kinveniシリーズ 利用権提供サービス約款]

kinveniシリーズの利用に関する総合システムサービス(以下、「本サービス」という)には、「共通契約条項」の他、以下の各条項が適用されます。

第1章 総則

第1条 (kinveniシリーズ)

本サービスは、乙のアプリケーションソフトウェアの利用機能の提供(以下、「ソフトウェアサービス」という)とソフトウェアサービスの利用に関するサポート(以下、「サポートサービス」という)ならびにこれに対するオプションサービスを一体として提供するサービスであり、その詳細は、次章以下に記載のとおりとします。

第2章 ソフトウェアサービス

第2条 (ソフトウェアサービスの内容)

- 1.ソフトウェアサービスとは、甲から乙に対して記憶媒体またはインターネット環境を通じ乙の指定するクラウド基盤上のサーバーからダウンロードすることにより提供されるサービスの対象となる特定のソフトウェア製品(以下、「対象ソフトウェア」という)の機能を、使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができるサービスをいいます。
- 2.対象ソフトウェアには、対象ソフトウェアに関連した文書ならびに乙または対象ソフトウェアに関する正当な権限者(対象ソフトウェアの供給者、著作権者、使用許諾者を含む、以下、「ソフトウェア権利者」という)による改善、改良、変更、修正、拡張または更新(以下、「ソフトウェア更新等」という)も含まれるものとします。ソフトウェア更新等は、原則としてソフトウェア権利者の裁量により、随時実施されるものとします。

第3条 (ソフトウェアサービスの利用方法)

- 1.甲は、乙の定める方法によってのみ、ソフトウェアサービスを利用することができるものとします。
- 2.対象ソフトウェアが記録媒体にて提供される場合、対象ソフトウェアの複製は、バックアップの目的に限って1本のみ許容されます。その場合、複製ソフトウェアには、対象ソフトウェアに含まれる著作権情報のすべてを含んだ著作権表示がなされることを要します。
- 3.甲は、対象ソフトウェアを甲の内部において他のコンピューターにインストールすることを目的とする契約を締結した場合に限り、甲のサーバー等の記憶装置に、対象ソフトウェアの複製を1本に限り蓄積することができるものとします。ただしインストールにあたっては、原則としてユーザーかつインストールされたコンピューターの数分のライセンスが必要とします。

第4条 (ソフトウェアの使用許諾)

- 1.乙は甲に対し、甲が本契約を遵守することを条件として、乙が自ら有する権限に基づき、別表の「サービス対象」欄に記載の対象ソフトウェアの機能を甲が利用する非独占的権利を許諾します。本契約条項の他、アドオンやカスタマイズ等に伴うものを含め、対象ソフトウェア固有の詳細サービス内容ないし提供条件等があるときは、別表に定めるものとします。
- 2.前項に基づく使用許諾は、甲自らの業務処理の目的の範囲内に限られるものとし、甲は、乙の許可なくして、第三者へ提供する商用サービスの一部ないし一環として対象ソフトウェアを使用することはできないものとします。
- 3.対象ソフトウェアの利用に関し、乙またはソフトウェア権利者により、他の書面あるいはWeb上の記載(別表に記載のサイトURLを含む)等を通じ、本約款の他対象ソフトウェア固有の利用条件、使用許諾条件、ポリシー等が明示されている場合、それらは一体としてソフトウェアサービスの使用許諾条件を構成するものとし、甲は、本約款に加え、当該条件等を遵守することを要するものとします。なお、甲がこれを確認しないことによる不利益については、乙は、責任を負わないものとします。また、ソフトウェア権利者によるURLの変更は、当該変更により甲が使用許諾条件を確認することが著しく困難となる事情がない限り、甲の免責事由とはならないものとします。
- 4.本契約を締結の上、ソフトウェアサービスの利用を開始することにより、甲は対象ソフトウェアの利用条件、使用許諾条件等に同意したものとみなされます。

第5条 (ソフトウェアサービス利用可能時間帯)

- 1.ソフトウェアサービスを利用するために必要な関連サービスの利用時間が制限されている場合は、ソフトウェアサービスの利用可能日、利用可能時間帯は、当該利用時間による制限を受けることがあるものとします。
- 2.次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は、ソフトウェアサービスの

全部または一部を、必要な期間、停止することができるものとします。

- (1)施設、設備、システムの法定点検、保守点検、改修工事等を行なう場合、またはシステムへの修正プログラムの適用、機器のファームウェア更新等、システム保全に必要な作業が行われる場合。
 - (2)施設、設備、システムの障害およびその復旧作業ならびにその他やむを得ない事由が発生した場合。
 - (3)電気通信設備の障害が発生した場合。
 - (4)第三者の故意または過失による不具合に対し対策を講じる必要が生じた場合。
 - (5)電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止または中止することによって、またはサーバーの運用事業者ないしクラウド事業者が役務の提供を停止または中止することによって、ソフトウェアサービスの提供が困難になった場合。
 - (6)コンピューターウイルス感染、または感染防止の手段として、ソフトウェアサービスの停止が必要と乙が認めた場合。
- 3.前項の場合の他、乙がソフトウェアサービスを継続的に提供することが著しく困難となる格別の事情が生じたときは、乙は直ちにソフトウェアサービスの提供を中止することができるものとします。

第6条 (ソフトウェアサービス利用の条件)

- 1.甲は、ソフトウェアサービスを適時、適切かつ安全に利用するために必要な関連サービスおよびその他のハードウェアを含めたサービス利用環境(クラウド基盤が必要な場合はこれを含む)を自らの責任と負担で用意し、ソフトウェアサービス利用の障害となる可能性のある事象があるときはこれを除去してその環境を保持するものとします。
- 2.ソフトウェアサービスを利用するためにインターネットの回線やクラウド基盤への接続が必要となる場合、その接続条件は、当該回線やクラウド基盤等を提供するサービスの内容に従うものとします。なお、ソフトウェアサービスの利用にあたりインターネットに接続する場合、甲は必要に応じてVPN(仮想プライベートネットワーク)またはそれに相当するセキュアな回線を準備するものとし、甲が自らの判断でこれを準備しない場合に生じた問題に関し、乙は責任を負わないものとします。
- 3.甲は、ソフトウェアサービスを日本国内においてのみ利用するものとし、乙の書面による事前の許可なくして海外でソフトウェアサービスを利用し、または海外からアクセスしてはならないものとします。
- 4.甲は、ソフトウェアサービスを利用するにあたり、処理しようとするデータあるいは関係するデータ・プログラム等について、適切な防弊措置あるいは必要に応じ再生が可能となるような対策を実施しておくものとします。それらのデータ・プログラム等の最新のAPIとの互換性の確認、保存、安全管理措置については甲の負担とし、乙は、一切責任を負わないものとします。
- 5.甲は、別表に記載された事項を含め、乙がソフトウェアサービスを提供するために必要となる条件ないし情報に変更が生じたときは、速やかに乙に対し明示的な方法により変更内容を通知するものとします。
- 6.前各項の他、本契約上求められる甲の義務、措置ないし対策の未実施に起因して甲または第三者に生じたサービス提供の不能、損害ないし費用等については、甲がその責任を負担するものとします。

第7条 (ライセンス)

- 1.対象ソフトウェアに許諾ライセンス数の制限があるときは、別表に記載するものとします。別表に別段の定めある場合を除き、1ライセンスは当該ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとし、乙の書面による承諾なくして許諾を受けた1ライセンスを同時、異時を問わず、複数人で利用することはできません。
- 2.甲がライセンス数を増加しようとするときは、別途甲乙間で書面を取り交わすことにより、本契約に追加することができるものとします。

第8条 (IDおよびパスワード管理)

- 1.ソフトウェアサービスは、IDおよびパスワード管理を行ったうえでのみ利用できるものとします。
- 2.甲は、IDおよびパスワードを適切に管理する責任を負い、甲から正当な権限を付与された甲の管理下にある利用者を利用させる場合を除き、一切第三者に利用させあるいは譲渡、貸与、開示等してはならないものとします。
- 3.甲における利用者が相当数となる場合、乙は、乙の判断により甲に対し管理者用IDの付与を許諾するものとし、甲は、自らの管理者を設定の上、

管理者が本契約に定める数の範囲内で甲のIDを複数発行し、ソフトウェアサービスの利用を管理、統制する方法によるものとします。甲は、適時、正確にIDの発行状況を乙に報告するものとします。なお、乙は、任意に甲のID発行状況を監視し、また甲にその報告を求めることができるものとします。

4. 甲が設定したIDおよびパスワードの下でなされた行為は、全て甲の行為とみなされ、甲は、その結果について全て責任を負うものとします。
5. 乙が甲からIDおよびパスワードについて紛失・喪失およびセキュリティに関する問題発生を報告を受けまたは乙においてこれを知ったとき、あるいはIDの不正発行を知ったときは、乙は、緊急措置としてソフトウェアサービスの利用停止またはアクセス制限等の乙が適切と判断する手段をとることができるものとします。

第9条 (制限事項)

1. 甲は、ソフトウェアサービスの利用に際し、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 乙が指定する方法によらずソフトウェアサービスを利用すること。
 - (2) コンピューターウイルス他の有害なソフトウェアをソフトウェアサービスを通じてまたはソフトウェアサービスに関連して使用しあるいは第三者に提供すること。
 - (3) ソフトウェアの複製、変更、他のソフトウェアとの結合、組み入れ、改変、翻訳、その他の翻案、または移殖等を行うこと。その他、ソフトウェアサービスにおいて許諾された範囲を超えた使用、利用、転用等を行うこと。
 - (4) ソフトウェアに含まれる著作権者、その他の権利者の権利表示を変更し、除去もしくは削除すること。
 - (5) ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の行為を行うこと。その他対象ソフトウェアに関する正当な権限を侵害し、またはそのおそれのある行為を行うこと。
 - (6) 有償無償を問わず、ソフトウェアの全部、一部またはその複製物を、頒布、譲渡、貸与または転貸、レンタル、リース、再使用許諾、担保提供、もしくはソフトウェアのバンドルを解除またはパッケージ化すること。
 - (7) ソフトウェアを第三者に送信可能な状態でネットワーク上に蓄積すること。
 - (8) 乙のサーバーまたはそれに接続されているネットワークに損傷を与え、機能を停止させ、過剰な負担を与え、あるいは障害をもたらすような行為を行うこと。その他、ソフトウェアサービスの適正な運営を妨げるまたはそのおそれのある行為を行うこと。
 - (9) ソフトウェアサービスを、万一ソフトウェアサービスに不具合が生じた場合に死亡、人身傷害もしくは重大な物損または環境破壊等を直接もたらす可能性のある用途(原子力発電所の操業、航空機の航行、通信システム、航空交通管制、生命維持装置、兵器システム等の危険な環境(危険性の高い活動)におけるオンライン制御等を含む)に使用すること。
 - (10) 前各号の他、公序良俗に反する行為またはソフトウェアサービスの利用者として不適切と認められる行為を行うこと。
2. 万一、乙が本条に対する違反を発見したときは、事前の通知、催告等なくして、直ちにソフトウェアサービスの提供を停止し、併せて被った損害の賠償を甲に請求することができるものとします。
3. 第1項各号違反の結果に対する一切の責任は、甲が負担するものとします。

第10条 (情報の取扱い)

1. 乙は、甲がソフトウェアサービスの利用にあたり自ら登録、入力等した情報であってアクセス制御機能が施されているものについては、甲の同意なく参照、閲覧等して利用しないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の情報を該当する各号の定めに基づき参照、閲覧、開示、利用等することができるものとします。
 - (1) 刑事訴訟法第218条その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合。
 - (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および受信者情報開示に関する法律第4条に基づき開示請求の要件が充足された場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合。
 - (3) 生命、身体、または財産の保護のために必要があると乙が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で利用、開示する場合。
3. 乙は、本サービスの提供(利用料の算定を含む)、改善(設備の維持、障害発生時の問題判別ないし修復その他のメンテナンスを含む)、品質向上、適正な利用の有無の確認(定められた機能/ライセンス数を超えた利用の有無の確認)ならびに新サービスの開発検討(統計情報の作成・利用を含む)等のために利用する目的で、次の各号の情報を取得しまた乙の再委託先(甲に向け現実にソフトウェアサービスの一部を提供する第三者を全て含む、以下同じ)およびソフトウェア権利者に提供すること

ができるものとします。

- (1) 利用者の申込・登録情報
 - (2) 利用者毎の利用状況・利用量
 - (3) 利用者の端末を特定する情報
 - (4) 利用者のブラウザを特定できる Cookie、IP アドレス、タイムスタンプ等
 - (5) 利用する対象ソフトウェアのバージョン情報、ライセンスキー、シリアルキー等
 - (6) 利用者における対象ソフトウェアの稼働環境(OS、ミドルウェア等)および利用に関する操作ログ等
4. 機密情報および個人情報保護に関する乙の責任は、甲乙間の本契約に関連する他のいかなる合意、契約等にもかかわらず、共通契約条項および本条ないし第12条の範囲内に限られるものとします。

第11条 (機密保持)

1. 甲は、対象ソフトウェアを構成するプログラムの内容、ソースコード、用いられた固有の言語、規約、アルゴリズム、技術、ノウハウ等を機密として保持のうえ、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、第三者に対し一切開示漏洩等してはならないものとします。
2. 甲は、対象ソフトウェアを使用するために必要となるシリアルナンバー、その他必要となるコード等の情報があるときは、これらを自らの責任で機密として管理し、第三者に対し一切開示漏洩等してはならないものとします。
3. 前2項の定めにかかわらず、次の情報については機密として取り扱わないものとします。
 - (1) 知得した時点で、守秘義務を負うことなく既に保有している情報。
 - (2) 本契約に違反することなく、受領の前後を問わず公知となった情報。
 - (3) 守秘義務を負うことなく、正当な権限を有する第三者から取得した情報。
- (4) 本契約とは無関係に、独自に開発した情報。

第12条 (個人情報および特定個人情報の取扱い)

1. 共通契約条項および前条(機密保持)に定める「機密情報」に該当するか否かにかかわらず、乙は、甲から特定、明示して預託された個人情報については、本契約の目的の範囲内でのみ使用し機密として保持する他、「個人情報の保護に関する法律」の定めにより必要な安全管理措置を講ずるものとします。ただし、乙は、別途、個別の書面による合意が無い限り、サービスにおいて特定個人情報(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める「特定個人情報」をいう)を取扱わないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、第10条(情報の取扱い)第1項により甲がサービスの機能を利用して行ったすべての情報の登録、入力等、またその保存、保管等は、乙またはソフトウェア権利者に対するそれらの開示、提供あるいは預託等の効力を生じるものではなく、甲の責任において第6条(ソフトウェアサービス利用の条件)に基づく安全管理措置等を講ずることを要するものとします。当該登録、入力等、またその保存、保管等による結果については、甲の負担とします。

第13条 (監査)

1. 乙は、甲による適切なソフトウェアサービスの利用状況、本契約の遵守状況等を監査する権限を有するものとします。甲は、乙が甲に事前に通知することなく監査を実行する場合があること、乙が必要により合理的な範囲で求める資料の提供に応ずること、乙が当該内容をソフトウェア権利者または乙の再委託先に開示する可能性があることについて、予め同意するものとします。
2. 前項の監査の結果、乙に対する支払いに不足があることが判明したとき、あるいはその他甲による本契約の違反が判明したときは、甲は、当該不足額および乙が定める合理的な範囲の遅延損害金を乙に支払うことを要するものとします。

第14条 (保証)

1. 乙は、本約款に別段の定めあるものを除き、対象ソフトウェアが対象ソフトウェア所定の稼働条件の下、所定の機能を有していることを保証します。ただし、使用にあたって一切のエラーや中断等がないこと、第三者の知的財産権を侵害していないことについての保証はありません。
2. 乙は、乙がソフトウェアサービスを提供するために必要となる正当な権限を自ら有することまたはソフトウェア権利者からの許諾を得ていることを保証します。万一、ソフトウェアサービスの利用が第三者の知的財産権を侵害するものとして、第三者より甲に対して何らかの請求ないし異議の申し立てがなされたときは、乙は、自らの判断により、甲が滞りなくその事実および内容を乙に通知することならびに必要な権限を乙に付与することを条件として、自らの責任と負担でこれを防御するか、または侵害状態を是正するための適切な措置をとることができるものとします。

- 3.前2項の場合において、乙が不具合等の是正のための合理的な努力をしたにもかかわらず、甲においてソフトウェアサービスを利用できる状態に至らないときは、乙は本契約を解除し、甲が利用できなかったサービスに相当する部分について、受領済の料金を返還するものとします。
- 4.対象ソフトウェアの完全性、商品性、有用性または品質の満足性、特定の目的に対する適合性に対する、一切の明示または黙示の保証はありません。ソフトウェアサービスおよび対象ソフトウェアの選択、利用およびその利用結果については、甲自らの判断と責任によるものとします。
- 5.甲の事故、誤用、または不正利用(本契約に違反する利用を含む)から生じた対象ソフトウェアの利用の不具合には、保証は一切ありません。
- 6.対象ソフトウェアにJavaで開発されたプログラムのサポートが含まれている場合であっても、Javaテクノロジーにより不具合に対し自動的に対応できる機能または性質を有するものではないものとします。
- 7.対象ソフトウェアに第三者のソフトウェア(オープンソースソフトウェアを含む)が含まれている場合については、乙による保証ないし損害賠償責任の負担等は一切ありません。詳細について、当該ソフトウェア所定の使用許諾に関する条件記述書等に記載があるときは、それに従うものとします。
- 8.乙は、ソフトウェアサービスのサービスのセキュリティを目的として、乙所定の合理的なセキュリティ防護措置を講ずるものとします。ただし、既知、未知を問わずセキュリティ脆弱性が全く存在しないこと、あるいはサービス環境への不正なアクセス等が完全に防止されることを保証するものではないものとします。
- 9.その原因にかかわらず、甲がソフトウェアサービスを利用するにあたり通信速度やコンピューターのパフォーマンスの低下、停止、データの損壊、その他ソフトウェアサービスの利用の結果生じた事象については、乙は一切責任を負わないものとします。
- 10.乙およびソフトウェア権利者は、第2条第2項に定めるソフトウェア更新等により発生した、直接的、間接的、偶発的、結果的損害、逸失利益または特別損害を含むすべての損害について、請求原因の如何にかかわらず一切責任を負わないものとします。
- 11.前各項の場合を含め、乙の責に帰すべき事由に基づくソフトウェアサービスの提供不能に対する保証ないし補償は、利用不可部分についての、受領済金額を限度とする料金の返還に限られるものとします。
- 12.ソフトウェアサービスに関する乙の保証ないし補償責任は、請求原因の如何にかかわらず、本条に定めるものがすべてとします。

第3章 サポートサービス

第15条 (サポートサービス)

- 1.サポートサービスとは、甲がソフトウェアサービスをより有効に利用するために利用可能な次の内容のサービスをいいます。

- ・Q&Aサービス(メール)

- ①乙は対象ソフトウェアに関する甲の管理者からの問合せに対応します。お問合せフォームについては、乙の指定によるものとします。
- ②問合せ先は別表に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途乙より甲に対しメール等の方法により通知されるものとします。

- ・バージョンアップサービス

対象ソフトウェアに関し以下のアップデート版がリリースされた場合、乙またはソフトウェア権利者の判断により対象ソフトウェアを最新版に更新するものとします。なお、対象ソフトウェアにより、乙またはソフトウェア権利者が甲に対し乙所定の方法で予めリリース情報の提供を行うものについては、甲は自らの責任と判断により、アップデートの時期を決定するものとし、甲がアップデートしないことにより生じた対象ソフトウェアの不具合については乙は責任を負わないものとします。

- ①機能強化に伴う更新情報
- ②更新プログラム
- ③リリース、バージョンアップ

- 2.サポートサービス実施の必要が生じたことが対象ソフトウェア以外のソフトウェア、機器等に起因しあるいは甲または第三者の責に帰すべき事由によるものであった場合は、乙は、甲に対し乙所定の基準に従い費用を請求することができるものとします。

第16条 (サポートサービスの利用時間帯)

- 1.サポートサービス利用時間帯
Q&Aサービスの利用時間帯は、別表に記載のとおりとします。
- 2.第5条第2項に定める事由等によりソフトウェアサービスが停止している間は、サポートサービスも提供されないことがあります。

第17条 (サポートサービス利用の条件)

サポートサービスの利用は、次の各号の事項が条件となります。

- (1)サポートサービスは、ソフトウェアサービスの対象ソフトウェアに対して

のみ提供されます。

- (2)サポートサービスの利用にあたっては、乙より付与されたお客様番号が必要となります。また、IDをお知らせいただく場合があります。
- (3)サポートサービスは、ご登録された1名のみ利用可能とします。なお、第8条第3項に基づき甲の社内において発行されたIDを付与された者によるサポートサービスの利用はできないものとします。
- (4)甲は、サービス利用状況を管理するとともに利用申し込みもしくは利用条件の変更などにおいて、乙との窓口となる管理者をあらかじめ定めるものとします。管理者の変更が生じた場合、甲は乙に対し速やかに通知するものとします。
- (5)サポートサービスにおけるお問合せ並びに回答は全て日本語でなされるものとし、それ以外の言語でのお問合せについては、乙は対応義務を負わないものとします。
- (6)サポートサービスは、甲に対する支援を目的としたサービスであり、サービスの内容に誤りのないこと、甲の特定の使用目的を満たすこと、およびサービスの結果を保証するものではありません。

第18条 (サポートサービスの適用除外)

サポートサービスには以下の各号に関するサポートは含まれません。

- (1)対象ソフトウェア以外の他のプログラム、ソフトウェアもしくは機器等に関する事項、またはそれらとの組合せに起因する事項。
- (2)ソフトウェア権利者によるサポート期間が終了した対象ソフトウェアに関する事項。
- (3)通信回線の障害等乙の責によらざる事由により対象ソフトウェアの稼働に支障がある場合。
- (4)稼働環境および稼働環境に接続または連動されたコンピューターおよびソフトウェア等に起因する事由により対象ソフトウェアに生じた支障。
- (5)対象ソフトウェアのアドオンやカスタマイズ等に関する操作、運用に関するお問合せ対応および情報提供、ならびにトレーニング、カスタマイズ、インテグレーションの提供。
- (6)対象ソフトウェア所定の使用環境・使用方法以外の環境で使用または利用した場合、ならびにソフトウェアサービスにおいて認められた使用許諾の範囲を超えた使用または利用した場合。
- (7)乙以外の者による複製、改変、翻案、補修・改訂等がされた対象ソフトウェアに関する事項。
- (8)業務、システム構築、開発に関連する事項。
- (9)コーディング等、プログラムを遡跡調査が必要となる事項。
- (10)オンサイトサポートまたはリモートアクセスが必要なトラブル対応。(但し、乙がリモートアクセスでの支援を希望した場合を除く)
- (11)ハードウェア障害や導入に関するトラブル対応。
- (12)クラウド環境において対象ソフトウェアを利用するために別途契約したサービスに関する問合せ対応および情報提供。

第4章 オプションサービス

第19条 (オプションサービス)

オプションサービスの提供がある場合は、その旨を別表に記載するものとします。

第5章 通則

第20条 (資料等の管理)

- 1.甲は、本契約の契約期間中、貸与されている関連資料等があるときは、これらを善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとします。
- 2.本契約が終了したときまたは乙の合理的な指示があったときは、甲は、貸与されている関連資料等を速やかに乙に返還するか、その処理について乙の指示に従うものとします。

第21条 (知的財産権)

- 1.サービス中に含まれるイメージ、Webページ、写真、アニメーション、ビデオ、音声、テキスト等および文書ならびにサービス上の著作物およびその複製物の著作権その他の知的財産権は、全て乙またはソフトウェア権利者に帰属します。ただし、いかなる者も専有的権利を有しない第三者のソフトウェアプログラムおよび甲がサービスの機能を利用しその本旨に従って自ら登録、入力等した甲または第三者の情報コンテンツは別とします。
- 2.別段の定めある場合を除き、サービスの利用により乙、またはソフトウェア権利者から甲に対し、上記を含めて著作権その他の知的財産権が移転することはないものとします。甲は、これらの権利が、日本国の著作権法およびその他の関連して適用される法律(外国法を含む)によって保護されていることを承諾するものとします。
- 3.サービスの利用にあたって乙または第三者の知的財産権を含む納入物が納入されている場合、本契約が終了したときは、甲はその処理につ

いて乙の指示に従うものとします。

第22条 (甲による侵害)

甲が本サービスの利用に関し、他のサービス利用者または第三者に損害を与えたとして、他のサービス利用者または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟の提起等紛争が生じたときは、甲は、自らの責任と費用負担で当該請求または訴訟等に対応し、問題を解決するものとします。

第23条 (料金)

1. 本サービスの料金は、原則として以下の項目により構成されます。料金の項目および額ならびに支払条件等は、別表に記載のとおりとします。また、サービスの性質によりその他料金が加算される場合は、別表に定めるものとします。
 - (1) 初期費用 : 本サービスの利用開始にあたり初回のみ発生する費用
 - (2) 月額料金 : 本サービスの契約期間中、月単位で継続的に発生する、本サービス利用による料金
 - (3) 年額料金 : 1年間を契約期間の基本として、年単位で発生する、本サービス利用の料金
2. 月額料金によるサービスは、サービス開始日の属する月の翌月1日より料金の発生する暦月単位のサービスであり、日割り計算はされないものとします。
3. 年額料金によるサービスは、サービス開始日の属する月の翌月1日より1年間を最初のサービス期間として料金が発生するサービスであり、月割り、日割等の計算はされないものとします。
4. 月額料金によるサービスにおいて、本契約の全部または一部について、契約期間に関し、甲が最低限契約を継続すべき義務を負う期間(以下、「最低利用期間」という)を定めた場合、甲が中途解約を行おうとするときは、最低利用期間の残期間分料金の相当する額を乙に支払うことを要するものとします。また、料金が支払済の場合、返金はされないものとします。

第24条 (天災等による免責)

天災、地変、その他の災害、騒乱等の不可抗力、あるいは、電気通信事業者の提供する電気通信役務またはサーバーの運用事業者ないしクラウド事業者の提供する役務の不履行、ならびに通信ネットワーク、インフラの不具合他、直接的に乙が関与することのできない事由に起因する本サービスの不履行については、損害発生の可能性につき乙が予見しまたは予見し得たかにかかわらず、乙(乙の再委託先およびソフトウェア権利者を含む)は、一切責任を負わないものとします。また、乙の責に帰すべき事由による、第三者によるサービスの変更ないし中止・廃止等についても同様とします。本条の定めは、本契約上の他の全ての規定に優先するものとします。

第25条 (サービス開始日)

本サービスの利用開始日は、別表に記載のとおりとします。

第26条 (本サービスの終了)

1. 乙が対象ソフトウェアに関する権利を喪失しソフトウェアサービスを提供することが不可能となった場合は、本契約の有効期間に関わらず本サービスは終了するものとします。
2. 乙は、乙の責に帰すことのできない事由により、または乙以外の第三者によるサービスの変更等により、その他これに類する事由により、あるいは甲が本契約に定める甲の義務に違反し、もって乙による本サービスの提供が困難となったときは、いつでも本サービスの全部または一部の提供を中止または提供を終了することができるものとします。この場合、サービス料金の減額ないし払い戻しはされないものとします。
3. 甲が反社会的勢力であることまたは反社会的勢力との関係性を有することが判明したときは、甲は、直ちに本サービスの利用権を失い、この場合、甲の責に帰すべき事由に基づく乙による本契約の解除があったものとみなします。
4. 甲の本契約違反または不法行為に起因する契約の終了があったときは、甲は期限の利益を失い、直ちに全ての債務を弁済することを要するものとします。

5. 第20条第2項の場合を含め、本サービスを利用するために甲において保存、保管等されたソフトウェアのデータ等があった場合、本サービスの利用期間が終了したときは、甲は、乙からの別段の指示があった場合を除き、それらを全て廃棄ないし消去するものとします。万一甲がこれを怠った場合、乙は、ソフトウェアのデータ等を自由に処分し、要した費用を甲に請求することができるものとします。また、甲は、本サービス利用のために提供されていた資料、情報等については、全て乙に返却するものとします。

第27条 (輸出規制の遵守)

1. 甲は、乙の許可なくして対象ソフトウェア(技術データを含む)を、直接であるか間接であるかを問わず、輸出(ダウンロードを含む)してはならないものとします。また、いかなる用法によっても、兵器等の開発、製造、使用または貯蔵等に用いられるおそれを生じさせてはならないものとします。
2. 甲は、対象ソフトウェアに適用される全ての輸出関連法規(日本国およびアメリカ合衆国政府の政令、省令、命令、指示等を含む)を遵守するものとします。乙の許可の有無にかかわらず、対象ソフトウェアの日本国外への持ち出し、輸出、使用に関し乙は一切責任を負わないものとし、万一乙に何らかの損害が発生した場合は、甲はこれを補償する責任を負うものとします。

第28条 (その他)

1. 第14条に定めるものの他、乙(乙の再委託先およびソフトウェア権利者を含む)は、甲による本サービスの利用または利用不能の結果として甲または第三者に生じた損害(逸失利益、データの喪失、業務の停止、その他の間接的な、特別なまたは偶発的な一切の経済的損失を含む)について、損害発生の可能性につき予見しまたは予見し得たか否かにかかわらず、いかなる場合にも責任を負わないものとします。ただし、乙が故意または重大な過失(ほとんど故意と同視すべき著しい注意欠如状態をいふ)に生じさせた損害については別とします。
2. 本サービスの提供に関連して乙(乙の再委託先およびソフトウェア権利者を含む)が損害賠償責任を負う場合、賠償の総額は、共通契約条項の定めにかかわらず、いかなる場合にも本サービスの料金1ヶ月分相当額を限度とするものとします。なお乙は、本サービスを提供すべき場合において、乙の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを乙が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、甲の請求に応じて、損害賠償の予定として1日につき月次料金相当額の30分の1の金額を支払うものとします。
3. 第6条第4項の場合を含め、本サービスを利用することによって処理される、あるいは本サービスに関係する甲または第三者のデータ、プログラム等に関する安全管理措置については、甲の負担とします。
4. サービス内容その他の契約条件を変更する場合は、乙は変更後の内容を、乙のお客様向けWebサイトへの掲載、または甲の管理者へのメール等により通知するものとします。なお、特段の定めのない限り、掲載あるいは通知日以降も継続して本サービスの利用を継続することをもって、甲は当該変更内容に同意したものとみなします。
5. 甲は、乙の他、ソフトウェア権利者が、本契約の正当な第三受益者として本契約の諸条件を直接行使し、かつ甲に対して本契約に定める義務を直接執行する権利を有することに同意するものとします。
6. 甲は、乙の事前の許可なくして、本サービスを第三者へ再販ないし再提供することはできないものとします。

第29条 (サービスの改廃)

1. 乙は、いつでもサービスの提供を廃止することができるものとします。本契約の他の定めにかかわらず、乙が3ヶ月以上の予告期間をもって甲にサービス提供の廃止を通知したときは、当該予告期間の経過をもって、該当するサービスに関し本契約は終了するものとします。この場合乙は、当該サービスに関し受領済の料金があるときは、未履行期間分料金の相当する金額を乙所定の基準により甲に払い戻すものとします。
2. 乙は、サービスの改善等の目的のため、乙の判断によりいつでもサービスの内容の追加、変更改廃等を行うことができるものとします。

-以下空白-

